

○農林水産省告示第六百七十八号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二条第三項の規定に基づき、昭和五十一年農林省告示第七百五十号（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第二条第三項に基づき飼料添加物を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年五月一日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
二 Lーアスコルビン酸、Lーアスコルビン酸カルシウム、Lーアスコルビン酸ナトリウム、Lーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルナトリウムカルシウム、Lーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルマグネシウム、アスタキサンチン、アセトメナフトン、βーアポー8'ーカロチン酸エチルエステル、アミノ酢酸、DLーアラニン、Lーアルギニン、Lーイソロイシン、イノシトール、エルゴカルシフェロール、塩化カリウム、塩化コリン、塩酸ジベンゾイルチアミン、塩酸チアミン、塩酸Lーヒスチジン、塩酸ピリドキシン、塩酸Lーリジン、カシユーナツツ殻液、Lーカルニチン、βーカロチン、カンタキサンチン、グアニジノ酢酸、クエン酸鉄、グルコン酸カルシウム、Lーグルタミン酸ナトリウム、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、コレカルシフェロール、酢酸dlーαートコフェロール、酸化マグネシウム、シアノコバラミン、硝酸チアミン、水酸化アルミニウム、タウリン、炭酸亜鉛、炭酸コバルト、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、炭酸マンガン、2ーデアミノー2ーヒドロキシメチオニン、2ーデアミノー2ーヒドロキシメチオニン亜鉛、2ーデアミノー2ーヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル、2ーデアミノー2ーヒドロキシメチオニン銅、2ーデアミノー2ーヒドロキシメチオニンマンガン、DLートリプトファン、Lートリプトファン、Lートレオニン、DLートレオニン鉄、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、3ーニトロオキシプロパノール、乳酸カルシウム、パラアミノ安息香酸、Lーバリン、Dーパントテン酸カルシウム、DLーパントテン酸カルシウム、Dービオチン、ビタミンA末、ビタミンA油、ビタミンD粉末、ビタミンD₃油、ビタミンE粉末、25ーヒドロキシコレカルシフェロール、フマル酸第一鉄、ペプチド亜鉛、ペプチド鉄、ペプチド銅、ペプチドマンガン、DLーメチオニン、Lーメチオニン、メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール、メナジオン亜硫酸水素ナトリウム、ヨウ化カリウム、葉酸、ヨウ素酸カリウム、ヨウ素酸カルシウム、リボフラビン、リボフラビン酪	二 Lーアスコルビン酸、Lーアスコルビン酸カルシウム、Lーアスコルビン酸ナトリウム、Lーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルナトリウムカルシウム、Lーアスコルビン酸ー2ーリン酸エステルマグネシウム、アスタキサンチン、アセトメナフトン、βーアポー8'ーカロチン酸エチルエステル、アミノ酢酸、DLーアラニン、Lーアルギニン、Lーイソロイシン、イノシトール、エルゴカルシフェロール、塩化カリウム、塩化コリン、塩酸ジベンゾイルチアミン、塩酸チアミン、塩酸Lーヒスチジン、塩酸ピリドキシン、塩酸Lーリジン、Lーカルニチン、βーカロチン、カンタキサンチン、グアニジノ酢酸、クエン酸鉄、グルコン酸カルシウム、Lーグルタミン酸ナトリウム、コハク酸クエン酸鉄ナトリウム、コレカルシフェロール、酢酸dlーαートコフェロール、酸化マグネシウム、シアノコバラミン、硝酸チアミン、水酸化アルミニウム、タウリン、炭酸亜鉛、炭酸コバルト、炭酸水素ナトリウム、炭酸マグネシウム、炭酸マンガン、2ーデアミノー2ーヒドロキシメチオニン、2ーデアミノー2ーヒドロキシメチオニン亜鉛、2ーデアミノー2ーヒドロキシメチオニンイソプロピルエステル、2ーデアミノー2ーヒドロキシメチオニン銅、2ーデアミノー2ーヒドロキシメチオニンマンガン、DLートリプトファン、Lートリプトファン、Lートレオニン、DLートレオニン鉄、ニコチン酸、ニコチン酸アミド、3ーニトロオキシプロパノール、乳酸カルシウム、パラアミノ安息香酸、Lーバリン、Dーパントテン酸カルシウム、DLーパントテン酸カルシウム、Dービオチン、ビタミンA末、ビタミンA油、ビタミンD粉末、25ーヒドロキシコレカルシフェロール、フマル酸第一鉄、ペプチド亜鉛、ペプチド鉄、ペプチド銅、ペプチドマンガン、DLーメチオニン、Lーメチオニン、メナジオン亜硫酸水素ジメチルピリミジノール、メナジオン亜硫酸水素ナトリウム、ヨウ化カリウム、葉酸、ヨウ素酸カリウム、ヨウ素酸カルシウム、リボフラビン、リボフラビン酪酸エステル、硫酸亜鉛

酸エステル、硫酸亜鉛(乾燥)、硫酸亜鉛(結晶)、硫酸亜鉛メチオニン、硫酸コバルト(乾燥)、硫酸コバルト(結晶)、硫酸鉄(乾燥)、硫酸銅(乾燥)、硫酸銅(結晶)、硫酸ナトリウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(結晶)、硫酸マンガン、硫酸レーリジン、リン酸一水素カリウム(乾燥)、リン酸一水素ナトリウム(乾燥)、リン酸二水素カリウム(乾燥)、リン酸二水素ナトリウム(乾燥)及びリン酸二水素ナトリウム(結晶)並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

(乾燥)、硫酸亜鉛(結晶)、硫酸亜鉛メチオニン、硫酸コバルト(乾燥)、硫酸コバルト(結晶)、硫酸鉄(乾燥)、硫酸銅(乾燥)、硫酸銅(結晶)、硫酸ナトリウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(乾燥)、硫酸マグネシウム(結晶)、硫酸マンガン、硫酸レーリジン、リン酸一水素カリウム(乾燥)、リン酸一水素ナトリウム(乾燥)、リン酸二水素カリウム(乾燥)、リン酸二水素ナトリウム(乾燥)及びリン酸二水素ナトリウム(結晶)並びにこれらのいずれかを有効成分として含有する製剤

○農林水産省令第二十三号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第三条第一項の規定に基づき、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月一日

農林水産大臣 江藤 拓

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

名 正 後	名 正 編
別表第 1 (第 1 条関係) 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア～ナ (略) 三 <u>ⅰ</u> 生を対象とする飼料 (飼料を製造するための原料又は材料を含む。) 以外の飼料は、 <u>飼料添加物であるカシューナツツ澱液を含んではならない。</u> <u>ⅱ</u> 生を対象とする飼料 (飼料を製造するための原料又は材料を除く。) 中のカシューナツツ澱液の含有量は、 <u>カシューナツツ澱液として0.1%以下でなければならない。</u> <u>ⅲ</u> ～ <u>ⅳ</u> (略) イ 飼料一般の表示の基準 (略) イ 飼料 (飼料添加物を含むものに限る。) には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 <u>ⅰ</u> ～ <u>ⅱ</u> (略) <u>ⅲ</u> (1) のウに掲げる表、 <u>ⅳ</u> のキの <u>ⅲ</u> 、ケの <u>ⅲ</u> 、コの <u>ⅲ</u> 及びニの <u>ⅲ</u> 、 <u>ⅳ</u> のエからカまで、 <u>ⅳ</u> のキに掲げる表並びに <u>ⅳ</u> のケ及びサからハまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等 <u>ⅲ</u> ～ <u>ⅳ</u> (略) (注) (略) ウ (略) 2 ～ 6 (略)	別表第 1 (第 1 条関係) 1 飼料一般の成分規格並びに製造、使用及び保存の方法及び表示の基準 (1) 飼料一般の成分規格 ア～ナ (略) (新設) <u>ⅲ</u> ～ <u>ⅳ</u> (略) イ 飼料一般の表示の基準 (略) イ 飼料 (飼料添加物を含むものに限る。) には、次に掲げる事項を表示しなければならない。 <u>ⅰ</u> ～ <u>ⅱ</u> (略) <u>ⅲ</u> (1) のウに掲げる表、 <u>ⅳ</u> のキの <u>ⅲ</u> 、ケの <u>ⅲ</u> 及びコの <u>ⅲ</u> 、 <u>ⅳ</u> のエからカまで、 <u>ⅳ</u> のキに掲げる表並びに <u>ⅳ</u> のケ及びサからハまでに対象とする家畜等が定められている飼料にあつては、対象家畜等 <u>ⅲ</u> ～ <u>ⅳ</u> (略) (注) (略) ウ (略) 2 ～ 6 (略)

別表第2 (第2条関係)	
1～6 (略)	
7 飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベールトラン糖類定量表の規定	
(1) (略)	
(2) 試薬・試液	
(略)	
亜鉛 (標準試薬) ～ベンゼン、残留農薬試験用 (略)	
6ー (8, 11ーペンタデカジエニル) サリチル酸 $C_{22}H_{22}O_3$	
含量 75%以上	
定量法 本品約5mgを0.1mgの桁まで量り、その数値を記録し、5mlの全量フラスコに入れ、アセトニトリルを加えて溶かし、標線までアセトニトリルを加えて5mlとし、試料溶液とする。この溶液20mlにつき、次の操作条件で液体クロマトグラフ法により試験を行う。試料溶液注入後、0～25分の間に現れる全ての成分のピーク面積の総和を100とし、それに対する主ピークの面積百分率を求め、含量とする。	
操作条件	
検出器：荷電化粒子検出器	
カラム：内径4.6mm、長さ150mmのステンレス管に粒径5µmの液体クロマトグラフ用オクタデシルシリル化シリカゲルを充填する。	
カラム温度：25℃付近の一定温度	
移動相：液体クロマトグラフ用アセトニトリル・水・酢酸混液 (80：20：1)	
流量：毎分約2.0mL	
6ー (8, 11, 14ーペンタデカトリエニル) サリチル酸 $C_{22}H_{30}O_3$	
含量 85%以上	
定量法 6ー (8, 11ーペンタデカジエニル) サリチル酸の	
別表第2 (第2条関係)	
1～6 (略)	
7 飼料添加物一般の試験法並びに各飼料添加物の成分規格及び製造方法等の基準に用いる標準品、試薬・試液、容量分析用標準液、標準液、色の比較液、計量器・用器、ろ紙、滅菌法及びベールトラン糖類定量表の規定	
(1) (略)	
(2) 試薬・試液	
(略)	
亜鉛 (標準試薬) ～ベンゼン、残留農薬試験用 (略)	
(新設)	
(新設)	

<u>定量法を準用する。</u> <u>6ー(8ーペンタデセニル) サリチル酸</u> <u>C₂₂H₃₄O₃</u> <u>含量</u> <u>80%以上</u> <u>定量法</u> <u>6ー(8, 11ーペンタデカジエニル) サリチル酸の</u> <u>定量法を準用する。</u> <u>ホウ酸〜レゾルシン</u> (略) <u>(3)〜(9)</u> (略) 8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準 <u>(1)〜(8)</u> (略) <u>(8)</u> <u>カシューナッツ殻液</u> <u>ア</u> <u>製造用原体</u> <u>(1)</u> <u>成分規格</u> <u>含量</u> <u>本品は、定量するとき、アナカルド酸 (6ー(8, 11ーペンタデカジエニル) サリチル酸、6ー(8, 11, 14ーペンタデカトリエニル) サリチル酸及び6ー(8ーペンタデセニル) サリチル酸の総和) を59%以上含む。</u> <u>物理的・化学的性質</u> <u>本品は、茶色〜黒褐色の粘性の油液である。</u> <u>確認試験</u> <u>定量法により調製した試料溶液及び標準液5μlにつき、定量法の操作条件で液体クロマトグラフ法により試験を行うとき、試料溶液及び標準液から得た6ー(8, 11ーペンタデカジエニル) サリチル酸、6ー(8, 11, 14ーペンタデカトリエニル) サリチル酸及び6ー(8ーペンタデセニル) サリチル酸の各成分のピークにかかる保持時間は一致する。</u> <u>純度試験</u> <u>① 鉛</u> <u>本品2.5g (2.45〜2.54g) を量り、鉛試験法 (原子吸光度法第1法) により鉛の試験を行うとき、その量は4μg/g以下でなければならない。</u> <u>② ヒ素</u> <u>本品0.5g (0.45〜0.54g) を量り、ヒ素試験法第3法により試料溶液を調製し、装置Aを用いる方法によりヒ素の試験を行うとき、吸収液の色は、標準色より濃くてはならない (4μg/g以下)。</u>	(新設) ホウ酸〜レゾルシン (略) <u>(3)〜(9)</u> (略) 8 各飼料添加物の成分規格及び製造の方法等の基準 <u>(1)〜(8)</u> (略) (新設)
--	--

水分 <u>10%以下 (直接滴定)</u> 定量法 <u>本品約0.15 gを0.001 gの桁まで量り、その数値を記録し、遠心沈殿管に入れ、全量ピペットを用いて酢酸エチル10mLを加えて溶かし、1分間激しく攪拌する。その後、30分間静置し、上澄液をメネズランフイルター(0.45µm)を用いてろ過し、ろ液2mLを全量ピペットを用いて量り、20mLの全量フラスコに入れ、標線まで酢酸エチルを加えて試料溶液とする。この溶液5µLにつき、次の条件で液体クロマトグラフ法により試験を行う。得られたクロマトグラムから6—(8, 11—ペンタデカジエニル) サリチル酸、6—(8, 11, 14—ペンタデカトリエニル) サリチル酸及び6—(8—ペンタデセニル) サリチル酸の各ピーク面積を測定し、別に求める検量線によりそれぞれの濃度を求め、次式により含量を算出する。</u> $\frac{S_1}{S_2} = \frac{C_1}{C_2} \times \left(\frac{f_1}{f_2} \right) \times 0.01 / W$ $\frac{S_2}{S_3} = \frac{C_2}{C_3} \times \left(\frac{f_2}{f_3} \right) \times 0.01 / W$ $\frac{S_3}{A} = \frac{C_3}{A} \times \left(\frac{f_3}{100} \right) \times 0.01 / W$ アナルド酸の含量 (%) = $S_1 + S_2 + S_3$ S_1 : 6—(8, 11—ペンタデカジエニル) サリチル酸の含量 (%) S_2 : 6—(8, 11, 14—ペンタデカトリエニル) サリチル酸の含量 (%) S_3 : 6—(8—ペンタデセニル) サリチル酸の含量 (%) C_1 : 検量線から求めた試料中の6—(8, 11—ペンタデカジエニル) サリチル酸の濃度 (µg/mL) C_2 : 検量線から求めた試料中の6—(8, 11, 14—ペンタデカトリエニル) サリチル酸の濃度 (µg/mL) C_3 : 検量線から求めた試料中の6—(8—ペンタデセニル) サリチル酸の濃度 (µg/mL)	

f₁: 6—(8, 11—ペンタデカジエニル) サリチル酸標準品の純度 (%)

ル酸標準品の純度 (%)

f₂: 6—(8, 11, 14—ペンタデカトリエニル)

サリチル酸標準品の純度 (%)

f₃: 6—(8—ペンタデセニル) サリチル酸標準
品の純度 (%)

品の純度 (%)

W: 試料採取量 (g)

操作条件

検出器：紫外吸光度計（測定波長：280nm）

カラム：内径4 mm、長さ75mmのステンレス管に粒径3 μmの液体クロマトグラフ用オクタデシルシリル化シリカゲルを充填する。

カラム温度：25℃付近の一定温度

移動相：液体クロマトグラフ用アセトニトリル・水

- 醋酸混液 (80 : 20 : 1)

流量：每分約2ml

カラムの選定：6—(8, 11—ペンタデカジエニル)
) サリチル酸標準品及び6—(8—ペンタデセニル)
) サリチル酸標準品10mg (9.5~10.4mg) ずつを酢酸エチルに溶かし、10mLの全量フラスコに入れ、更に酢酸エチルを標線まで加えて10mLとする。
 この溶液5μLにつき、上記の条件で操作するとき、6—(8, 11—ペンタデカジエニル) サリチル酸、6—(8—ペンタデセニル) サリチル酸の順に溶出し、その分離度が11以上のものをいう。

検量線の作成

6—(8, 11—ペンタデカジエニル) サリチル酸標準品10mgを0.1mgの桁まで量り、その数値を記録し、10mlの全量フラスコに入れ、酢酸エチルを加えて溶かし、標線まで酢酸エチルを加えて10mlとし、6—(8, 11—ペンタデカジエニル) サリチル酸標準原液とする。この標準原液の一定量に酢酸エチル

を加え、1 mL中に50μg、100μg、250μg及び500μgを含有するように正確に希釈し、標準液とする。標準液5 μLにつき、以下試料溶液の場合と同様に液体クロマトグラフ法により試験を行う。得られたクロマトグラムから6—(8, 11—ペンタデカジエニル)サリチル酸のピーク面積を求めて検量線を作成する。 別に、6—(8, 11, 14—ペンタデカトリエニル)サリチル酸及び6—(8—ペンタデセニル)サリチル酸標準品それぞれ10mgを0.1mgの桁まで量り、その数値を記録し、それぞれ10mLの全量フラスコに入れ、酢酸エチルを加えて溶かし、標線まで酢酸エチルを加えて10mLとし、6—(8, 11, 14—ペンタデカトリエニル)サリチル酸標準原液及び6—(8—ペンタデセニル)サリチル酸標準液とする。以下6—(8, 11—ペンタデカジエニル)サリチル酸標準原液と同様に操作し、検量線を作成する。 <u>Ⅱ 製造の方法の基準</u> <u>カシューナッツ殻を加温せずに圧搾し、ろ過して製造すること。</u> <u>Ⅲ 保存の方法の基準</u> <u>遮光した気密容器に保存すること。</u> <u>Ⅳ 製剤</u> <u>Ⅰ 成分規格</u> 本品は、カシューナッツ殻液製造用原体に必要に応じて水を加え、賦形物質を混和した粉末である。 含量 本品は、定量するとき、表示量の90～120%に相当するアナカルド酸を含む。 <u>確認試験</u> カシューナッツ殻液製造用原体の確認試験を準用する。 <u>定量法</u> カシューナッツ殻液製造用原体の定量法を準用する。この場合において、「本品約0.15 gを0.001 gの桁まで」とあるのは「カシューナッツ殻液約75mgを含む量	
--	--

の本品を有効数字 3 桁まで」と読み替えるものとする。 <u>⑬</u> <u>保存の方法の基準</u> <u>こと。</u> <u>水濡れ、湿気及び直射日光を避け、密閉容器に保存する</u> <u>⑭</u> ～ (166) (略)	<u>⑮</u> ～ (165) (略)
---	-----------------------------

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第六百七十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和七年五月一日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

名 出 後		名 出 編																																																																					
備考 1・2 (略) 3 1の成分量並びに2の成分量及び値は、次のとおりとする。 第1章 (略) 第2章 アミノ酸及び非フイテン態りんの成分量並びに可消化養分 総量等の値の計算方法 1 (略) 2 配合飼料の非フイテン態りんの成分量 (略)		備考 1・2 (略) 3 1の成分量並びに2の成分量及び値は、次のとおりとする。 第1章 (略) 第2章 アミノ酸及び非フイテン態りんの成分量並びに可消化養分 総量等の値の計算方法 1 (略) 2 配合飼料の非フイテン態りんの成分量 (略)																																																																					
<table><tr><th>フイターゼの種類</th><th>算出方法</th></tr><tr><td>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和51年農林省令第35号) 別表第2の8の <u>144</u></td><td></td></tr><tr><td>フイターゼ (その1)</td><td></td></tr><tr><td>同 <u>(144)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (1))</td><td></td></tr><tr><td>同 <u>(144)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (2))</td><td></td></tr><tr><td>同 <u>(144)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (3))</td><td></td></tr><tr><td>同 <u>(144)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (4))</td><td></td></tr><tr><td>同 <u>(144)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (5))</td><td></td></tr><tr><td>同 <u>(144)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (6))</td><td></td></tr><tr><td>同 <u>(144)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (7))</td><td></td></tr></table> 3・4 (略)		フイターゼの種類	算出方法	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和51年農林省令第35号) 別表第2の8の <u>144</u>		フイターゼ (その1)		同 <u>(144)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (1))		同 <u>(144)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (2))		同 <u>(144)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (3))		同 <u>(144)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (4))		同 <u>(144)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (5))		同 <u>(144)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (6))		同 <u>(144)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (7))		<table><tr><th>フイターゼの種類</th><th>算出方法</th></tr><tr><td>飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和51年農林省令第35号) 別表第2の8の <u>143</u></td><td></td></tr><tr><td>フイターゼ (その1)</td><td></td></tr><tr><td>同 <u>(143)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (1))</td><td></td></tr><tr><td>同 <u>(143)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (2))</td><td></td></tr><tr><td>同 <u>(143)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (3))</td><td></td></tr><tr><td>同 <u>(143)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (4))</td><td></td></tr><tr><td>同 <u>(143)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (5))</td><td></td></tr><tr><td>同 <u>(143)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (6))</td><td></td></tr><tr><td>同 <u>(143)</u></td><td>(略)</td></tr><tr><td>フイターゼ (その2の (7))</td><td></td></tr></table> 3・4 (略)		フイターゼの種類	算出方法	飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和51年農林省令第35号) 別表第2の8の <u>143</u>		フイターゼ (その1)		同 <u>(143)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (1))		同 <u>(143)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (2))		同 <u>(143)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (3))		同 <u>(143)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (4))		同 <u>(143)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (5))		同 <u>(143)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (6))		同 <u>(143)</u>	(略)	フイターゼ (その2の (7))	
フイターゼの種類	算出方法																																																																						
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和51年農林省令第35号) 別表第2の8の <u>144</u>																																																																							
フイターゼ (その1)																																																																							
同 <u>(144)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (1))																																																																							
同 <u>(144)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (2))																																																																							
同 <u>(144)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (3))																																																																							
同 <u>(144)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (4))																																																																							
同 <u>(144)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (5))																																																																							
同 <u>(144)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (6))																																																																							
同 <u>(144)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (7))																																																																							
フイターゼの種類	算出方法																																																																						
飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令 (昭和51年農林省令第35号) 別表第2の8の <u>143</u>																																																																							
フイターゼ (その1)																																																																							
同 <u>(143)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (1))																																																																							
同 <u>(143)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (2))																																																																							
同 <u>(143)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (3))																																																																							
同 <u>(143)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (4))																																																																							
同 <u>(143)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (5))																																																																							
同 <u>(143)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (6))																																																																							
同 <u>(143)</u>	(略)																																																																						
フイターゼ (その2の (7))																																																																							